

若者交流・社会参画促進事業業務委託
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 8 年 2 月 16 日

次世代サポート課長

1 業務の概要

(1) 業務名 若者交流・社会参画促進事業業務

(2) 業務の目的

高校生・大学生・若手社会人等の若者が、主体的に社会や地域の課題を理解し、未来をより良くするための提案や活動を行う機会を提供するため、会議及びイベントの企画・運営等の業務を委託する。

(3) 業務内容

主に以下の業務を行う（別紙「若者交流・社会参画促進事業 今後の実施イメージ」参照）。

ア 信州若者みらい会議の企画・運営

イ 信州みらいフェスの企画・運営

ウ 高校生を対象とした若者の意見表明の場の企画・運営

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的な内容の項目

ア 事業の実施方針について

イ 企画及び実施に係る内容の効果と実現可能性について

ウ 実施体制について

エ 経費見積りの妥当性について

オ 独自提案について

(6) 業務の実施場所

長野県内全域

(7) 履行期間又は履行期限

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(8) 費用の上限額

5,856,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。

これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にはあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にはあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にはあっては、これらに加入していること。
- (7) 過去 3 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限 ((4) ①) までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第 3 号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第 3 号の附表による。

(3) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570（住所記載不要）

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課次世代企画係（県庁 4 階）

電話 026-235-7207（直通）

FAX 026-235-7087

メール jisedai@pref.nagano.lg.jp

(4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 5 時（必着）
- ② 提出先 3（3）に同じ。
- ③ 提出方法 持参、郵送又は電子メールとします。

ただし、郵送又は電子メールの場合は提出期限までに次世代サポート課に到達したものに限ります。これらの方法で提出した場合は、到達したことを電話で 3（3）の担当者に確認し

てください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（5（4）①）の3日前までに、書面により次世代サポート課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により次世代サポート課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（3）と同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(7) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3（3）と同じ。

(2) 受付期間 令和8年2月16日（月）から令和8年3月4日（水）まで

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メールにより提出するものとします。

(4) 回答方法 質問者及び説明会参加者全員に対し、原則として、電子メールにより回答します。

5 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

様式第8号による

イ 企画書

1（5）に示す項目を網羅するように、仕様書（案）の内容に対して最適な方法を検討した企画内容としてください。A4判、片面印刷の任意様式とし、本編については各ページに通し番号（ページ）を記載してください。

ウ 実施体制

事業実施に係る体制を記載してください。

エ 実施スケジュール

事業実施に係るスケジュールを記載してください。

オ 経費の概算見積書

仕様書（案）に定める業務及び企画提案の内容を含めた積算の概算見積書を提出してください。本見積書には、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記してください。

カ その他添付書類

会社概要（パンフレットの写し可）

（2）記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合は、その旨を記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

（3）企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3（3）に同じ。
- ② 受付期間 4（2）に同じ。
- ③ 受付方法 4（3）に同じ。
- ④ 回答方法 4（4）に同じ。

ただし、企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とします。

（4）企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年3月18日（水）午後5時（必着）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

- ② 提出先 3（3）に同じ。
- ③ 提出部数 6部
- ④ 提出方法 持参又は郵送

ただし、郵送の場合は提出期限までに次世代サポート課に到達したものに限り
ます。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（3）の担当者に必ず
確認してください。

（5）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	審査内容	配点
1 事業の実施方針について	<ul style="list-style-type: none">・事業に対する考え方や実施方針は適切か。・事業の効果を見据えているか。・事業が円滑に進められるよう、適切なスケジュールとなっているか。	20
2-1 企画及び実施に係る内容の効果と実現可能性について	<p>【信州若者みらい会議及び信州みらいフェス】</p> <ul style="list-style-type: none">・若者が企画段階から参画できる体制を整え、業務自体が若者同士の交流の場となるような内容となっているか。・参画する若者が希望する形での事業を前提とする内容となっているか。	30
2-2	【高校生を対象とした若者の意見表明の場】	15

企画及び実施に係る内容の効果と実現可能性について	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生及び大学生センターの参加が見込まれる方法が提案されているか。 ・高校生が積極的に意見表明できるよう工夫された提案がされているか。 	
3 実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進行管理を適切に行うことができる体制であるか。 ・企画・運営を円滑に行うことが見込まれるか。 	15
4 経費見積りの妥当性について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な経費は見積もられているか。 ・事業内容等を鑑みて、経費の積算は適切であるか。 	10
5 独自提案について	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を踏まえたうえで、さらに向上させるために独自の案を提示しているか。 	10
合計		100

(6) 企画提案の選定の方法

① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が最低基準（配点合計上限の6割）未満の場合は選定しません。

② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

③ プrezentationの実施日時及び場所

実施日時 令和8年3月23日（月）午後1時から（予定）

実施場所 長野県庁議会棟4階 404号会議室（予定）

留意事項 実施日時及び場所については、正式決定後に別途通知します。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により次世代サポート課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により次世代サポート課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、次世代サポート課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

① (7)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により次世代サポート課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(3)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。

(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数の案を提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者、並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

6 契約書案

別添契約書（案）のとおり

7 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書により次世代サポート課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

8 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、次世代サポート課において閲覧に供します。

9 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 (住所記載不要)

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課次世代企画係 (県庁 4 階)

電 話 026-235-7207 (直通)

F A X 026-235-7087

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、令和 8 年 4 月 1 日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。

